

福祉社会」論を掲げ公的福祉の縮小を打ち出したことを受け、老人医療の無料化に終止符が打たれ、さらに中曽根政権のもと、一般会計における高率補助金の一律削減や年金改革、国鉄、電電公社の民営化など、表向きは新保守主義的改革が進行した。しかしその一方で、財政投融资や交付税によって元利返済を措置された自治体債など、目につきにくい部分ではそれまでの利益誘導型の生活保障がむしろ強化され、生産レジームも持続していったのである。

生産レジームが福祉レジームを代替したといっても、それは部分的にであり、福祉レジームのすべてを生産レジームが吸収したわけではもちろんない。正確に言えば、生産レジームのあり方によって、福祉レジームの規模が抑制され、またその構造が方向づけられた。70年代の半ばから80年代半ばまでの時期、上記の改革に加えてさらに、生活保護給付は抑制され児童手当の支給対象は狭められるなど、福祉レジームはまず規模において抑制された。その一方で、制度一元化を謳った85年の年金改革にもかかわらず、社会保障制度の職域的分立性は解消されなかった。

OECDの統計では、この70年代半ば以降の10年間で、日本のジニ係数は1.4ポイント減少した<sup>31</sup>。このことは、福祉レジームに代替した生活保障メカニズムがある程度は機能したと解釈できよう。もっとも、80年代半ばの段階でも日本のジニ係数は、0.278と、同じ時期のOECDの20カ国平均0.289と比べればやや低い（平等度が高い）ものの、とくに平等主義的であったわけではなかった。北欧諸国と比べればもちろんのこと、ドイツ、オランダ、フランスといった大陸ヨーロッパの国々と比べても、ジニ係数はやや高かった。

しかしながら90年代の初めに、日本の福祉・生産レジームは大きな転換点を迎える。もっとも大きかったのは、グローバル化と脱工業化のなかでの、雇用と家族にかんする変容である。本節冒頭にも述べたように、これはレジームの如何を問わず各国の福祉・生産レジームの動揺をうみだした背景であるが、雇用と家族への依存度がとりわけ高かった日本の場合は、雇用の流動化は人々の所得の不安定化に直結し、家族の揺らぎは介護や子育てに起因する「新しい社会的リスク」を急速に広げた。

こうしたレジームの機能不全に加えて重要であったのは、やはり90年代に入るところから、かつて福祉国家に対する批判が広がったのと同様に、今

度は生産レジームに対する批判的言説が広がったことである。日本の生産レジームが利益誘導政治と不可分であったゆえに、まずはリクルート事件を一つの契機として、90年代初めに政治改革論ブームが起こり、批判的言説の先駆けとなった。そして93年に起きた非自民連立政権の誕生とそれに続く選挙制度改革を経て、批判的言説の切っ先は、しだいに利益誘導政治から生産レジームそれ自体に向けられるようになった。生産レジーム批判の背景として見逃せないのは、80年代半ばの日米構造協議以降、アメリカの日本型生産レジーム批判が恒常化し、日本の政策過程に組み込まれていたことである。当初はこれに抵抗する議論もあったが、バブルがはじけることで腰砕けとなった。

こうして、経済的低迷が続くなか、かつて肯定的にとらえられていた長期的雇用慣行や業界保護の仕組みが、今度は経済回復の制約要因として批判的に論じられるようになった。二大政党化への移行が焦点となっていた時期でもあり、与野党間で市場主義的な改革のせり上げ競争がおこなわれ、そのなかで政権復帰間もない自民党が新進党に対抗しつつ打ち出したのが、いわゆる橋本「6大改革」であった。

ここで留意したいのは、政治改革から生産レジーム改革（「構造改革」）へと焦点が広がるなかで、日本社会における平等は行き過ぎた、不公正なものであるという主張が有力な諮問機関の答申などで目立つようになったことである。たとえば1999年の経済戦略会議「日本経済再生への戦略」は、「規制・保護や横並び体質・護送船団方式に象徴される過度に平等・公平を重んじる日本型社会システムが公的部門の肥大化・非効率化や資源配分の歪みをもたらしている」とした上で、「いまこそ過度な規制・保護をベースとした行き過ぎた平等社会に決別」するべきと述べた。また、2000年の21世紀日本の構想懇談会「21世紀日本の構想」でも、日本社会が「結果の平等を求めすぎた挙げ句、『機会の不平等』を生んできた」として「結果の平等」に別れを告げ、「新しい公平」を導入するべきであると論じた。ここで想起したいことは、もともと日本型の生産レジームが隆盛であった80年代半ばでさえ、ジニ係数で見ると限り日本が「過度に平等」であったり、「結果の平等」を実現していたとは言い難い、ということである。しかも、こうした言説が広がった90年代半ばから2000年の時期、日本のジニ係数は拡大傾向にあったのである（表1）。

にもかかわらずこうした見方が一般的にも広がった背景は、企業や業界内部では相対的に平等な処遇が行われる傾向があったこと、また、レジーム全体での再分配の制度はあくまで裁量的でルールも不透明であったために、業界や地域に対して過剰な保護がおこなわれているのではないかという疑念がつのったことなどが挙げられよう<sup>32</sup>。いずれにせよ、こうした見方にも寄りかかりながら、生産レジーム改革としての構造改革が推進された。

それでは日本型福祉・生産レジームの再編については、どのような平等言説が現れているのであろうか。欧米におけるアクティベーションあるいはワークフェアにはほぼ対応する言説として、日本では「自立支援」という言葉がしだいに用いられるようになっていく。福祉レジームそのものの改革は、橋本「6大改革」の一環として社会保障構造改革が打ち出され、これに並行してとくに福祉サービスの領域では、措置制度の抜本見直しを掲げる社会福祉基礎構造改革が提起されるようになった。「自立支援」は、とくにこの福祉サービスの「普遍主義化」（中間層への対象拡大）にかかわって用いられるようになった。この点、社会的扶助改革の文脈で論じられるようになったアクティベーションやワークフェアとは異なっているが、日本でもその後、児童扶養手当法における「自立条項」付加や生活保護制度における「自立支援プログラム」導入など、所得保障改革をめぐってこの言葉が用いられるようになり、その点では欧米と同じ流れが見られるようになっていく。

ただし現状では、アングロサクソン諸国におけるワークフェア改革ほど懲罰的な性格はみられず、かといって北欧諸国のアクティベーションほど重厚な支援も展開されないという点で、この新しい福祉言説はまだ明確な制度構想をもちえないでいる。その具体的内容は、今後の福祉政治の展開のなかで決定されていくことになるだろう。

## むすびにかえて

本稿は、20世紀型福祉国家の実現した平等構造とその転換について、比較の視点を交えながら分析をしてきた。ここでの議論は、もっぱら福祉国家内部の平等にかかわるものであり、20世紀型福祉国家がその外部に対して維持してきた排外性や閉鎖性という問題は、それ自体としては取り上げ

ていない。しかし今日、移民問題をとおしてこれまでの内と外の境界面が破れるなか、福祉国家はこれまで内に対して行使してきた権力性ともども、その理念と制度をいかに展開させるかが問われている。

こうしたなか日本でも、平等と格差の問題はしだいに政策的対立軸の中心にせり上がりつつある。しかしながら、日本においてはこの問題は、他の先進工業国に比べて、より複雑にねじれたかたちで現れている。日本はきわめて小さな福祉国家であったが、80年代半ばまでは生産レジームが福祉レジームの機能を吸収するかたちで格差の拡大を抑制してきた。ただし生産レジームをとおしての平等化は、行政の裁量による利益誘導や、業界や企業への囲い込みを伴った。それゆえに、こうした従来型の生産レジームからの脱却を目指すことが、しばしば平等主義を揺るがせるという効果を伴った。また逆に、格差の拡大を批判することがすぐに既存の生産レジーム擁護と受け取られる、という混乱も生じてきた。さらに90年代の半ばからは、実態としては既に格差が広がり始める中で「悪平等」批判が強まり、こうした言説にのった市場主義的改革がさらにすすむ、という事態が進行した。

日本における平等問題は、このようにきわめて錯綜しているように見える。ただし、日本はこの問題にかんして全く特殊 (uniquely unique) であるというわけではない。本稿の議論のポイントは、福祉国家と平等という問題について、先進工業国の共通の展開とそのバリエーションを明らかにすることにあつた。こうした枠組みをふまえると、これまでの日本型平等の構造も、後発型資本主義における福祉レジームと生産レジームのリンクージとして説明可能である。また、新たに生まれている福祉言説も、リスク構造の転換を経た他の先進工業国における議論と重なる部分が多い。

そうであるならば、日本における格差や平等をめぐる議論は、後発福祉国家としての日本が辿った固有の道筋をふまえつつも、よりグローバルな基準から、すなわち20世紀型福祉国家が達成した平等のバランスシートをにらみ、今日浮上している複数の福祉言説と政策オプションの比較検討をふまえて、掘り下げていく必要がある。

- (1) Nicholas Barr, *The Welfare State as Piggy Bank: Information, Risk, Uncertainty, and the Role of the State*, Oxford University Press, 2001.

- (2) こうした制度設計をもっとも体系的に、かつ精密におこなったのはウィリアム・ベヴァリッジである。William H. Beveridge, *Social Insurance and Allied Services*, Agathon Press, 1969 (山田雄三監訳『社会保険および関連サービス』至誠堂, 1969年), pp. 122-127.
- (3) 日本の政治学における議論として、田口富久治編『ケインズ主義的福祉国家 先進6カ国の危機と再編』青木書店, 1989年がある。
- (4) 富永健一『社会変動の中の福祉国家 家族の失敗と国家の新しい機能』中央公論新書, 2001年, 103頁。
- (5) Gøsta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, (Cambridge: Polity Press, 1990) (岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の3つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001年)。
- (6) Peter A. Hall and David Soskice, “An Introduction to Varieties of Capitalism”, Peter A. Hall and David Soskice (eds.), *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press, 2001.
- (7) Evelyne Huber and John D. Stephens, *Development and Crisis of the Welfare State: Parties and Policies in Global Markets*, The University of Chicago Press, p. 86.
- (8) Toben Iversen, *Capitalism, Democracy, and Welfare*, Cambridge University Press, pp. 46-67.
- (9) Alexander Davidson, *Two Models of Welfare: The Origins and Development of the Welfare State in Sweden and New Zealand, 1888-1988*, Almqvist & Wiksell International, 1989.
- (10) Walter Korpi and Joakim Palme, “Robin Hood, St Matthew, or Simple Egalitarianism? Strategies of Equality in Welfare States”, Patricia Kennett (ed.), *A Handbook of Comparative Social Policy*, Edward Elgar, p. 171.
- (11) Peter A. Hall and David Soskice, *ibid.*, pp. 27-33.
- (12) *Ibid.*, 33-36.
- (13) スウェーデンの労働市場政策の評価について詳細は、拙稿「未完の自由選択社会 G・レーンとスウェーデンモデル」(古城利明編『世界システムとヨーロッパ』中央大学出版部, 2005年)をみられたい。
- (14) Margarita Estevez-Abe, Torben Iversen, and David Soskice, “Social Protection and the Formation of Skills: A Reinterpretation of the Welfare State”, Peter A. Hall and David Soskice (eds.), *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press, 2001, pp. 149-153.
- (15) Peter A. Hall and David Soskice, *ibid.*, pp. 34-35.
- (16) Nancy Fraser, *Justice Interruptus: Critical Reflections on the “Postsocialist”*

- Condition*, Routledge, 1997 (仲正昌樹監訳『中断された正義「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的考察』御茶の水書房, 2003年)。
- (17) ユルゲン・ハーバーマス (丸山高司他訳)『コミュニケーション行為の理論 (下)』未来社, 1987年。
- (18) Walter Korpi, “Faces of Inequality: Gender, Class and Patterns of Inequalities in Different Types of Welfare States”, *Social Politics*, Vol. 7, No. 2, 2000, p. 145.
- (19) *Ibid.*, p. 146.
- (20) 「新しい社会的リスク」については, 以下が要領よくまとめている。Peter Taylor-Gooby, “New Risks and Social Change”, Peter Taylor-Gooby(ed.), *New Risks, New Welfare: The Transformation of the European Welfare State*, (New York: Oxford University Press, 2004)。さらに, 「新しい社会的リスク」の出現も含めたりスク構造の転換に関して, 詳しくは, 拙稿「ポスト福祉国家のガバナンス 新しい政治対抗」(『思想』第983号, 2006年3月号)を参照。
- (21) OECD 編 (井原辰雄訳)『世界の社会政策の動向 能動的な社会政策による機会の拡大に向けて』明石書店, 2005年, 42頁。
- (22) 白波瀬佐和子「不平等化日本の中身 世帯とジェンダーに着目して」(白波瀬佐和子『変化する社会の不平等 少子高齢化にひそむ格差』東京大学出版会, 2006年), 59頁。
- (23) 近年では, 単なる福祉バックラッシュというよりも, 中間層の直面するリスクの深刻化と相まって, 福祉政策の正当性をいったん認めた上で, その対象から外国人を排除しようとする福祉ショービニズムも広がっている。拙稿「新しい右翼と福祉ショービニズム 反社会的連帯の理由」(斎藤純一編『福祉国家/社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, 2004年)参照。
- (24) 拙稿「ワークフェア改革とその対案 新しい連携へ?」(『海外社会保障研究』147号, 2004年)をみられたい。
- (25) Ronald Dworkin, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press, 2000 (小林公, 大江洋, 高橋秀治, 高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社, 2002年)。訳書126頁。
- (26) ベーシックインカムについてのまとまった紹介として, Philippe Van Parijs, “Basic Income: A Simple and Powerful Idea for the Twenty-first Century”, Erik Olin Wright (ed.), *Redesigning Distribution: Basic Income and Stakeholder Grants as Cornerstones for an Egalitarian Capitalism*, Verso, 2006.
- (27) Ruth Levitas, *Inclusive Society? Social Exclusion and New Labor*, Palgrave Macmillan, 2005.
- (28) 福祉政治の新しい条件については, 拙稿「福祉国家の再編と言説政治

- 新しい分析枠組み」(宮本太郎編『比較福祉政治 制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部, 2006年) 参照。
- (29) Frederic C. Deyo, “The Political Economy of Social Policy Formation: East Asia’s Newly Industrialized Countries”, R. P. Applebaum (ed.), *States and Development in the Asian Pacific Rim*, SAGE, 1992,
- (30) 日本における福祉削減の政治については, 新川敏光『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房, 2005年, とくに第一編第四章, 第五章, 第二編第二章参照。
- (31) Michael Forster and Mark Pearson, “Income Distribution and Poverty in the OECD Area: Trends and Driving Forces”, *OECD Economic Studies*, No. 34, 2002.
- (32) この点は, 荻谷剛彦『階層化日本と教育危機 不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂, 175頁参照。

## 報告 1

# 社会的包摂の政治学

## ～ワークフェアと対抗構想～

宮本 太郎

### はじめに 日本型ワークフェアの展開

ご紹介いただきました宮本でございます。こういう場をご準備いただいた小沢先生と、さきほどまでの講義でいい議論をしてくれた院生の皆さんにも感謝しています。時間がございませんので早速本題に入らせていただきます。

わたくしはご紹介があったように、政治学の専攻でございまして、そういう意味では必ずしもきちっと現場を踏まえて議論を重ねてきたわけではないのでございまして、半ば開き直りに大きく風呂敷を広げる議論をすることになっているわけです。しかし、せっかくの機会ですから、専門家の皆様のご意見をいただきたいと思えます。

ポイントは、いま日本でも進行しているワークフェア的な福祉改革です。その背景を検討しつつそれにどういう対抗軸があるのかを考えてみたいということが今回の趣旨であります。

ワークフェアというのは、なかなか訳しにくい言葉ですが、一般的には、就労を福祉給付の条件とすると同時に、福祉を就労支援のために位置づけると、基本的にはそういう考え方ではないかと考えています。いま日本で、

そうしたワークフェア的な改革が相次いでいるわけです。例えば2002年の児童扶養手当自立条項付加は、自立の努力を怠らないとか、最長5年で児童扶養手当を打ち切るという、明らかにアメリカの1996年の福祉改革の影響を受けた改革です。それから同じ年にホームレス自立支援法が時限立法としてでき、さらに今年には生活保護法自立支援プログラムの導入が話題になり、かつ、通常国会では廃案になりましたけれども、障害者の自立支援法が早晩成立するとも見られています（その後、05年の臨時国会で可決成立）。

ここでのキーワードは、ワークフェアというよりも自立支援という表現になっています。この自立支援という言い方は、アメリカなどに比べるとアンダークラス論、つまり福祉のお世話になっている人たちはアンダークラスであり、モラルハザードがはびこっている、というトーンが非常に希薄なわけです。しかし同時にその支援の部分、児童扶養手当で言うならば、たとえば母子家庭自立支援給付金を制度の中身と運用で見ると、福祉的ではないわけです。その結果、支援を否定しているわけではないし、すべてモラルハザードの問題に還元していくわけではないけれども、つまりたいへん中途半端なのだけれども、実質的には支援的就労要請という形でワークフェア的傾向になっていると思えます。



この流れを国際的な背景、あるいはもう少し構造的な変化の中に位置づけてみると、どうなるか。それはもちろん各国で色々な現れ方をするわけですが、先ほど小沢先生からご紹介があったように、この傾向というのはいちばん根の深いもので、ちゃんと理解するには根っこの部分を考えなければいけないと思います。

そこであえて大きな流れを見てみると、形式的な「所得再分配中心でニーズ決定型の福祉国家」から「社会的包摂中心でニーズ表出型の福祉ガバナンス」へ福祉政策の転換が進んでいるのではないだろうかということを仮説として立てながら、議論を出発させてみたいと思います。「社会的包摂中心でニーズ表出型の福祉ガバナンス」へという流れは動かしがたいと考えますが、では社会的包摂とは何なのか、ニーズ決定型ではなくニーズ表出型というのは具体的にどういうことなのかということを考えた場合、いくつかの異なった社会的包摂のアプローチ、ニーズ表出の仕方があって、その組み合わせによってかなりの程度の異なった福祉ガバナンスというものを構想しうる。そしておそらくワークフェア改革というのは、その1つのオプションとして現れているのだらうと思います。

## 1. 20世紀型福祉国家の構造

では、「所得再分配中心でニーズ決定型の福祉国家」とはいったい何なのかということですが、端的な例を求めるとすれば、ベバリッジプランの組み立てというのがそれにあたるのではないかと思います。

ベバリッジプランの第5部の社会保障計画、その310項から319項には、国民的ニード

ということが書かれていまして、ここにはベバリッジプランが強調する20世紀型福祉国家の仕組み、思想というのが、非常にクリアに描き出されているように思います。そこでは国民は6種類の国民に分けられています。被用者、その他の有業者、主婦、その他の労働年齢にある者、労働年齢に達しない者、そして労働年齢を過ぎた退職者です。この6種類の国民それぞれについて8種類、すなわち失業、労働不能、生計手段の喪失、退職、女性の場合結婚に伴うさまざまな要因群（出産や夫の失業等）、葬祭、児童の就学、疾病あるいは心身障害というリスクの現れ方を考えている。この8つのリスクが6つの国民グループの中にどういう形で現れるかというマトリクスで、ベバリッジは整理するわけです。そして6つの国民それぞれの典型的なライフサイクルの、こういった部分にどういうリスクが待ち受けているかということをもとに分析するわけです。大きくいうならば、20世紀型福祉国家の社会保障制度というのは、こうした典型的なライフサイクルが前提となります。つまり、1人の人間がおそらく職業生活の間に1つあるいはせいぜい2、3の勤め先をもち、1つの家族を持ち、普通に生活を営んでいるということが所与とされた上で、6種類の国民のライフサイクルを前提に設定されていくわけです。

そうした中で、典型的な6つのライフサイクルに典型的なリスクというのが抽出されて、それがまず社会保険という形でシェアされていくわけです。社会保険に加入する要件がさまざまな事情で存在しない場合には、扶助で対応するということになるのです。その場合、国民のニーズというのは、まずそうしたリスクが顕在化することによって所得が下落すること、その所得を補うことに表れるわ

けです。

では、リスクが顕在化してニーズが表れた、つまり所得が欠落した場合、それをどう補えばいいのか、回復すべき生活水準とは何かということですが、そこに出てくるのがラウントリーであり、相当強引な方法で保障すべき所得水準というのが議論されました。たとえばラウントリーは、5人家族の生活費がどのくらい必要なのだろうかということに関して、20世紀初頭のイギリスの典型的なライフスタイルからしてもいかがかと思われるような発想から出発している。たとえば、パンはそれぞれの家庭で小麦から練って、捏ねて、かまどで焼くとかですね、5人家族が週に卵1個しか食べないとかという計算の仕方です。

いずれにせよ、こういう形でリスクとニーズが取り出され、決められていたわけです。もちろん、仕事を作り出すという関心が無いわけではなく、むしろベバリッジの場合はそうした関心が強いわけですが、しかしそれは、あくまで反景気循環論的な、カウンターサイクリカルな財政政策の域を出ない。そのような経済政策で補いつつも、基本的にはリスクの顕在化に事後的に、所得保障で対応していく、これがベバリッジのアプローチだったのです。

このベバリッジ型のレジームはイギリスの話ではないかとおっしゃるかもしれません。しかし、戦後福祉国家体制の形成ということでは、ベバリッジ型のレジームというのは、実は、いろいろな形でそのレジーム如何を問わず導入されているわけです。イギリスのような自由主義レジームは、ベバリッジ型のシステムが導入されていって、二階建て部分は公的な所得型年金等が導入されますけれども、選択除外制が導入されることで空洞化

して、民間の年金などが取って代わってくる。保守主義レジームは、ドイツのSPD社会保障プランやフランスのラロックプランのようにベバリッジ型のシステムの導入を試みるわけですが、職域的に導入された制度が非常に根強くて、いわば一元化に失敗するわけです。けれども、その分逆に、職域ごとに典型的なライフスタイルに見合ったリスクの抽出が行われ、かつ男性稼得者中心で女性は家庭にいることを想定した、家族主義的な制度が導入されていきます。社会民主主義的な北欧のシステムですら、ベバリッジ的モデルに加えて所得比例部分も公的な制度として強化していく。もちろん、それぞれどういう特徴があるかということは議論していかなければなりません。ここではちょっとスキップして、それらの前提がどうして崩れてきているのかということに話を進めなくてはなりません。

## 2. 「社会的包摂中心、ニーズ表出型」への転換

次に、「社会包摂中心、ニーズ表出型」への転換がなぜ起きているのかということを考えてみましょう。まず転換の背景ですが、大きく社会的背景、政治的背景、経済的背景という整理をしています。

社会的背景は、一言でいうならば、ベバリッジ型の制度が前提としたリスク構造が転換したということです。そのリスク構造の転換というのは、普遍化・特殊化・階層化の3つの点から整理できるだろうと思います。

まず、普遍化とはどういうことか。これはいうまでもなく、ベバリッジ型のシステムが想定した安定した雇用と安定した家族が、グローバル化と脱工業化の中で、いずれもきわ

めて不安定なものになりつつあるということです。これまで会社や家族が担ってきたある種の自立支援機能というのが果たされなくなり、ベバリッジ的なモデルが想定した典型的なライフスタイルとその典型的なリスクが無意味化してきたわけです。

それと同時に、これまで相対的に安定した雇用を享受できて、安定した家族を持つことができた中間層を含めて、いつリストラが待ち受けているかわからない、あるいは家族の中では娘が急に引きこもりになってしまったというような新しいリスクが、いつどこで、ぱっくりと口をあけて待っているかわからないという状況があらわれているのであります。しばしばこれは、新しい社会的リスク、福祉国家が想定してこなかった新しい社会的リスクというふうに使われます。

それから、リスクの特殊化というのは、先ほどの典型的なリスクということでは考えられない、1つ1つが限りなく個別で特殊であるということです。例えば外国人労働者が家族をつくり、そこで新しい社会的リスクに遭遇した場合、そこにはマイノリティ故のリスク、労働者としてのリスク、地域的なリスクなどが複雑に複合して現れるでしょう。ここでいう特殊化というのはこうしたリスクの個別化のことです。普遍化と合わせて特殊化が出てくるといえるのは、論理矛盾のように聞こえるかもしれませんが、この二つの傾向が同時進行することは決して不思議ではありません。

さらにリスクの階層化と言うのは妙な言い方かもしれませんが、正確にいうならばリスクに対応していく能力の階層化であります。つまり、中間層は同じようにリスクに直面するわけですが、それに対して例えば私的な保険制度を活用するような形で、プライベ

ートな対処をすることが可能です。それに対して、そういう手段を持たない層がしだいに肥大化していくわけです。こうしたリスク構造の変化がまず出発点です。

次に、政治的な背景で、これはいま申し上げたリスク構造の転換が1つの背景になるわけですが、中間層自らもリスクに直面する、しかし、リスクに対応する能力は階層化していく。こうした中で、公的な制度が周辺層だけ、つまり対応能力が欠如した人だけ救おうとすることに対して、中間層は強力に反発します。なぜならば、自分たちも同様に大きなリスクに直面しているからです。そこで出てくるのが、福祉に対するバッククラッシュになるわけです。

こうした中で解決法として1つ可能なのは、リスクに直面した周辺層に、そのままストレートに権利として生活保障するのではなく、彼らの自立を支援する措置を提供するという理屈であるならば、中間層の納得を得る可能性が出てくるわけです。クリントン政権下のアメリカである96年福祉改革が行われたのは、こうした政治的な背景を持っていたといえるでしょう。

最後に、経済的な背景としては、これまでのケインズ主義的なベバリッジ型の福祉国家が依存してきたディマンドサイドの経済政策、一般的に需要を喚起して雇用と生活を維持していくという政策が、グローバル化によって機能しなくなり、どこで平等を確保するかということでは、サプライサイドの経済政策、労働を提供するその条件を平等なものにしていきエンプロイアビリティを高めしていくというロジックが出てくることとなります。これが経済的な背景です。以上、社会的・政治的・経済的な背景のなかで浮上してくるアプローチが、社会的包摂になるわけで

す。

しかし、社会的包摂という議論は、ご存知のように大変曖昧であります。包摂というのは何か、例えば就労を意味するならば、就労即包摂ということで問題が解決したことになる。すると、いわゆるワーキングプアあるいは労働市場に存在している中心一周辺の二重構造の問題、あるいは不安定就労の問題などが放置されてしまうことになります。しかし、実はこの曖昧さこそがこの概念が拡がった理由でもある、つまり、先ほど申し上げたような社会的・政治的・経済的背景のなかでどういう合意が可能かといった場合、かつての福祉国家が歴史的妥協の産物だといわれたように、また新しい形の妥協の仕方が必要になってくる、その場合の社会的包摂という言葉の曖昧さというのは恰好の政治性を帯びるわけです。それゆえに、つまり具体的にどういうことなのか非常に曖昧であるがゆえに、この言葉が急速に浮上してくるわけです。自立支援という言葉の曖昧さも同じ政治性を持っているかと思えます。

ところで、ベバリッジ型のシステムの1つの特性であったニーズ決定型の構造、つまりナショナルな国民国家が人々のリスクを抽出し、そのリスクに対応するニーズをある所得の水準という形で認定してその再分配を仕切っていくというやり方が、もはや先ほど申し上げたような社会的・政治的・経済的背景の中で次第に対応できなくなっていく。典型的なリスクを抽出することはもうできない。だから、政治的な背景と相まって、人びとの自立を支援し社会に包摂して頑張る条件を与えるということを福祉の課題にする、というふうに福祉理念が転換していく。ところが、ひとたび人々の自立のためのニーズとは何かということになると、その認定・確定というの

はきわめて難しいわけです。

一人一人の市民が、例えば就労困難に陥っているとしましょう。その理由と言うのは、さまざまな家庭的事情から惹起した問題かもしれないし、その就労に関わった知識や技能の問題かもしれない。何らかの差別がかかっているかもしれない。色々な問題が複合的に現れてくる。したがって、一律に例えば行政がニーズとして認定していくというのは不可能に近いわけです。その結果、ニーズ決定型の制度からニーズ表出型の制度に、福祉制度を分権化して自立へのニーズを抱えた一人一人の市民に近いところでニーズの認定と確定を行う。それと同時に、供給主体を多元化しながら、当事者自らの参加を通してのニーズ表出する、あるいは供給主体を選択するというプロセスを通してニーズを表出していく。そのようにして、人々のニーズが具体的に現れる機会をたくさん作るというしか、対処の方法がないわけです。そういう中で、「社会的包摂中心、ニーズ表出型」の制度が現れるわけです。

### 3. 「社会的包摂中心、ニーズ表出型」の多義性

ところが、先ほど申し上げたように、社会的包摂という言葉があいまいで、他方、ニーズ表出型というけれどもその具体的な内容も決して一義的ではないわけです。

まず、社会的包摂という問題から考えていくなれば、社会的な包摂を実現する上で公的な支援をどれほどするかしないのかという縦軸を取り、同時に社会的包摂をしていく場を労働市場、つまり就労に求めるとして、就労規範を強く求めるのかそれとも就労を必ずし

も強く求めるのではなく、労働市場以外の生活自立のような場で、まず人びとが自立していくことを重視していくのかという横軸を取ったとすると、この二つの軸が作り出す四つの象限の中で、3つのアプローチが出てくることになりました（図1参照）。

まず、第IV象限のワークフェアというのは、就労自立を重視しモラルハザードを糾弾します。アメリカの改革がそうであったように必ずしも十全な公的支援を行わない、新自由主義的なアプローチということができるよう。日本の自立支援型の改革も、現状では、これに近いところで動いているように見えます。

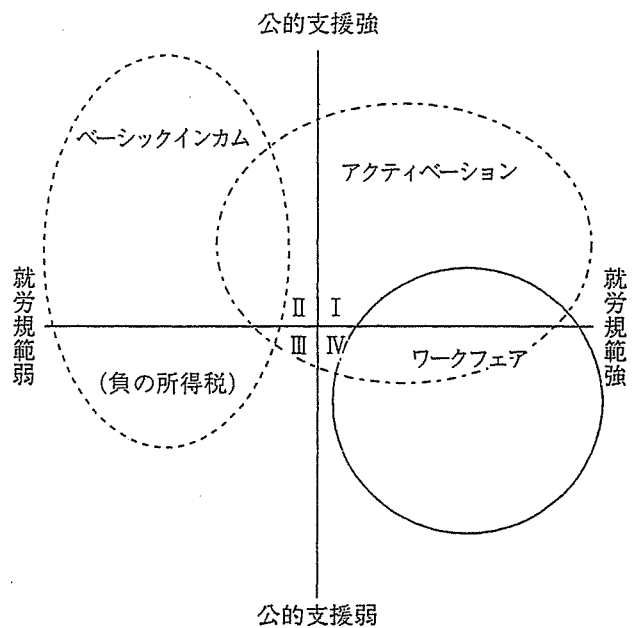
それに対して、第I象限のアクティベーションですが、北欧諸国はもともと社会的包摂政策を展開してきており、ワークフェアとは違って、直接労働市場に還元しない職業訓練や生涯教育のような教育を含めて、就労自立に連動するかぎりでは生活自立も重視し、保育・介護サービスなど、その支援内容を第II象限まではみ出す形で公的支援を強めた社会的包摂政策を展開しています。

そして小沢先生の前ではもはや繰り返すまでもなく、むしろ就労とは切り離して、自立の最低条件を提供していくというベーシック・インカムのアプローチもあるということになります。

他方、ニーズ表出型のアプローチについても、両義性を持っているということができません。ニーズ決定型の場合、社会サービスの財源は政府が主に受け持ち、そのサービスの供給は政府ならびに政府を補完する位置づけで非営利組織が行い、コントロールは政府が行うという制度となっていました。

ニーズ表出型の制度の場合、市場優位型とニーズ熟議型——この場合熟議というのはデ

図1 社会的包摂の異なったアプローチ



リバレーションの訳ですが——とを区別することができます。市場優位型というのは、ニーズを購買力や市場デマンドに関連させる発想です。したがって財源としては料金の比重が高くなり、供給は営利主体の比重が高い、コントロールは市場に委ねられているというアプローチです。これでもニーズは表出されるわけです。

それに対してニーズ熟議型では、ニーズ決定型と同様に、政府が主に財源を担いつつ、供給に関しては非営利組織の役割が格段に高まっている。それはどうしてかということ、先ほど申し上げたように、ニーズ表出の媒体として有効だからであり、また、福祉供給を多元化して、利用者にニーズ表出の機会を高めるためであります。そしてポイントは、専門家・行政が、当事者を含めて、こうした条件の下でいかにニーズが熟議されるかということです。デリバレーションというのは政治学的な言葉で、人びとが主観的に利益と考えていることをそのまま受け取るのではなく、それを括弧にくくって議論の対象にしてみる、

そういう考え方です。その意味では参加型のデモクラシーを重視する流れの中で出てきた考え方なのです。福祉のニーズに関しても同様に、当事者のニーズの表出を受けて、専門家や行政がきちっと議論をする熟議型の制度が求められているわけです。

以上、社会的包摂の異なったアプローチ、ニーズ表出の異なったアプローチを踏まえて言うならば、「社会的包摂中心でニーズ表出型の福祉ガバナンス」——ガバナンスというのは福祉の主体が国民国家に限定されないで高度に分権化し、多元化していくことを含めて福祉ガバナンスと言うわけですけども——に転換していくという場合、大きく2つのオプションが表出してくるだろうということになります。

一つは、社会的包摂のありようとしてはワークフェア中心で、ニーズ表出のあり方としては市場優位型のガバナンスです。アメリカにおける96年の福祉改革を想定すればいいと思います。もう一つは、アクティベーション中心でニーズ熟議型のガバナンスです。これは今、サービス供給の多元化が進む北欧諸国を想定すればいいと思います。いま進行している大きな構造転換と、その構造転換が引き起こした政治的な条件をふまえると、人びとが納得して受容するオプションとしては、大きくこの2つが考えられると思います。

最後に、一つだけ申し添えらば、アクティベーションは、北欧諸国のなかではベーシックインカム的な発想とは緊張関係にありましたが、同時に、両者の融合の可能性も見えてきているのではないかと思います。スウェーデンで言うならば、社民党はアクティベーションを推進し、環境党や、左翼党はベーシック・インカムを掲げています。しかし、2005年にはフリーイヤーという制度、こ

れはいわゆる時間限定型のベーシック・インカム制度で、最長1年間を上限に従前の所得の8割基準で支給されている失業保険の85%を無条件で給付するという制度、全ての市民にサバティカルを提供するという制度です。

これがなぜ出てきたのか。1つは、社民党と環境党の左翼政権の中での妥協が生み出したものです。しかしそれだけでは片付かない場合もあるわけです。すなわち、アクティベーションは全ての人を労働市場に導入してための支援を強めてきたわけですが、労働市場には全ての人を受け入れるキャパシティーがない、そうなってくると社会全体でワークシェアリングを実現していく必要がある。その場合に、このフリーイヤーという制度は、ベーシック・インカム制度を部分的に導入することによってアクティベーション制度そのものを支えるという理解になるわけです。そういう意味では、アクティベーションとベーシック・インカムには、ある種、ポジティブな融合の可能性がある。わたしはそういう意味で、アクティベーションに、ベーシック・インカムの要素を加味し、就労規範を維持しつつも労働市場の外に滞留している権利も保障していくという方向が考えられるのではないかと考えています。そしてこうした方向を、単なるアクティベーションではなくて、ソーシャルアクティベーションと呼ぶことができるのではないかと考えております。

## むすびにかえて

アクティベーション中心でニーズ表出型の展開があるのですが、そこでのアクティベーションというのは、ソーシャルアクティベーション、ベーシックインカムとアクティベ

ションの融合という形で進んでいく可能性もあるし、それはおそらく望ましいことだろうというふうに考えているわけです。いずれにせよ、一連の制度改革の背景にある構造転換

を踏まえて、日本で進行する政策転換に能動的に対応していく必要があるのではないか、きわめて大雑把でしたが私の話を終わらせていただきます。

# スウェーデンの政権交代と新しい労働戦略

宮本 太郎

北海道大学大学院法学研究科教授

2006年9月14日にスウェーデンで総選挙が行われ、政権交代が起きた。左翼党、環境党との左派連立政権を維持してきた社民党は、一院制の国会（定数349）の議席を144（得票率39.8%）から130（34.9%）に減らした。これに対して、前回2002年の総選挙では55議席（15.2%）にまで落ち込んでいた保守党が、97議席（26.3%）を得て、国民党、中央党、キリスト教民主党的の四党による保守中道政権を成立させた。左派連合との議席差は、7議席と僅差であったが、12年ぶりの政権交代であった。

この政権交代について日本では、「福祉国家の危機」とみる報道もあったが、これは必ずしも正確ではない。スウェーデンの経済は好調で、2006年の経済成長率は4.0%が見込まれている。財政収支はGDP比で2.8%の黒字である。世論調査などで見限り、福祉国家に対する支持は決して揺らいではない。そもそも保守党が福祉国家の承認という路線に転換したことが今回の選挙の特徴であった。それでは何が有権者の判断を方向づけ、この政権交代を生

んだのか。福祉政策や雇用政策のこれからの考える上で、その含意は何なのか。

## ① 政権交代の背景

総選挙の終了後の9月20日、スウェーデンの有力紙ダーゲンスニーヘーテルには、この選挙が「福祉国家の危機」どころか「社会民主主義の勝利である」とする論説が掲載され、話題となった。この論説を執筆したのは、スウェーデンで大きな影響力をもつ政治学者でイエテボリ大学教授のボー・ロツシュタイン氏である。同氏が注目しているのは、この選挙においても大きな話題の一つであった保守党の大胆な政策転換である。

保守党は従来、新自由主義的な福祉国家批判を続け、選挙に際しては大幅な減税を唱え続けてきた。しかし、この訴えは有権者には通ぜず、前回の総選挙で同党は前々回の22.9%の得票率を15.2%まで後退させ、土壇場まで追いやられていた。保守党は、2003年の党大会でボー・ルンドグレン前党首に代えて、新しいリーダーにフレドリク・レインフェルト氏を選出した。レインフェルト氏は1965年生まれで就任時38歳であった。スウェーデンモデルの全盛期に生まれ、そしてその中で育った同氏は、スウェーデン市民がいかに福祉国家と共に生きているかを熟知した世代でもあった（Wiklund, 2006）。

レインフェルト氏は、それまでの保守党の新自由主

### みやもと たろう

1958年生まれ。中央大学大学院法学研究科修了。政治学博士。専門は比較政治学。立命館大学教授を経て現職。

著書・編著に『福祉国家という戦略』、『市民社会民主主義への挑戦』、『ポスト福祉国家とソーシャル・ガヴァナンス』など。



義的路線を大きく転換させる。福祉国家の大枠を維持することを前提に、その重要な条件である雇用問題に関して社民党政権が無力でありこのままでは福祉国家は維持できない、という政権批判に移行したのである。同党は、その選挙ポスターには「スウェーデンに必要なのは新労働党だ」と書き込む。ちなみにスウェーデン社民党の正式な名称は社会民主労働党である。こうした論法は、同党を中心とした四党連合の政策綱領にも持ち込まれた。減税は主張するものの、月収1000クローナ前後の低所得者向けの所得減税を前面に出した。

ロツシュタイン論文は、政権を得るために保守党がこのような変身を遂げざるを得なかったことを強調したものであった。「保守党は、最終的に次の点を認めざるを得なくなったのだ。つまり、自らの支持層の大半がもっている価値観に基づいた政治を覆すことはできない、ということである。新自由主義は、イデオロギーとしても政策としても根絶された」とロツシュタイン氏は述べた。

ロツシュタイン氏の議論がどこまで妥当するかは、新政権の来年度予算案の検討などをとおして考える必要がある。ここでその前に検討しておきたいことは、新自由主義的な立場から転換した保守党を中心とした保守中道連合が、なぜ政権獲得に成功したか、という点である。社民党政権が3期12年続き、うち11年にわたり政権を担当したパーション首相に国民が飽きを示すようになったことも一つの要因であった。社民党は、次期首相として期待されていたリンド外相（当時）が2003年9月のユーロ加盟国民投票直前に暴漢に刺され亡くなる、という悲劇に見舞われてもいる。しかし、保守中道連合の政権奪取には、こうした事情もさることながら、より構造的な問題がかかわっていると筆者は見ている。

保守中道連合が、選挙キャンペーンの軸に据えた問題は失業問題であった。社民党政権は、経済成長や財政収支に関しては優れた成果を挙げながらも、90年代の初めからの失業問題については結局その打開に成功していない。2006年9月の段階の

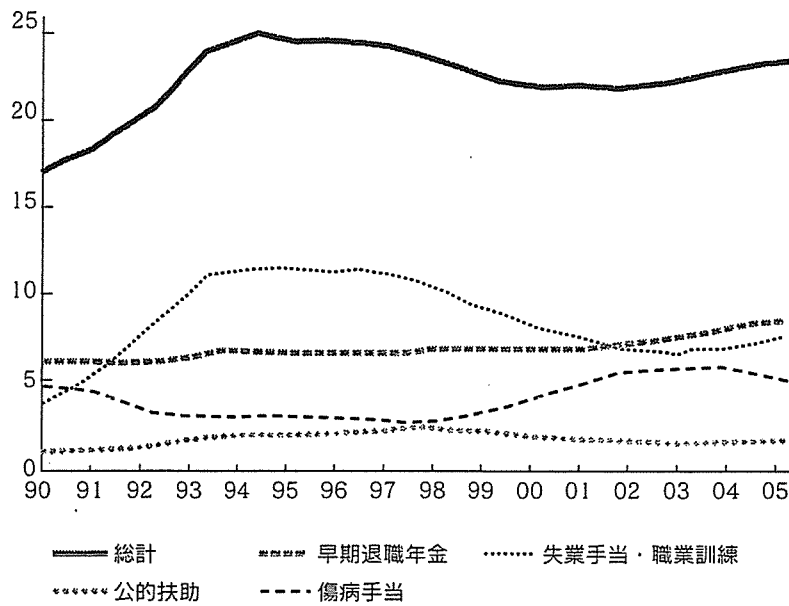
失業率は5.8%と、ヨーロッパのなかでは突出した水準ではないとしても、スウェーデンにおいてはやはり看過できない数字である。なぜならば雇用問題は、スウェーデン福祉国家の要諦ともいべき問題であるからである。

スウェーデン福祉国家は、男女を問わずその条件のあるすべての市民が働き福祉国家を支えること、他方で福祉国家は、教育、介護・育児サービス、職業訓練などの社会サービスを提供し、また必要な所得保障をおこなって人々が労働市場に参加することを支援する、という社会契約のもとに成り立っていた。このような規範は、スウェーデンでは「就労原則」arbetslinjenと呼ばれる。ところが、この就労原則が今日根本から揺らいでいる。

図1は、先に挙げた失業率に加えて、職業訓練プログラムを受けているもの、傷病手当を受給しているもの、早期退職年金を受けているもの、公的扶助を受けているものを合わせて労働市場の外部にいる人々の推移を示したものである。2004年度での計算では、20歳から64歳の就業年齢人口のうち、失業者が4.4%、労働市場政策プログラムに加わり手当を受給している者は1.9%であるが、さらに、早期退職手当、傷病手当、公的扶助の受給者を加えると同世代の人口のうち、20%以上の人々が労働市場の外部にあることになる。

保守党および保守中道連合が今回の選挙でもっとも突いたのはこの点である。すなわち、スウェーデン福祉国家の基本原則である就労原則を逆手にとり、これが蹂躪されている、社民党政権はこの原則を維持することに失敗しているという批判を展開したのである。レインフェルト氏は「新しい就労原則」を実現する新しい労働党として自党を位置づけ、次のように訴える。「保守党は新労働党nya arbetarpartiとして2006年の総選挙に臨むであろう。私たちは、今こそスウェーデンでは新しい就労原則のための政治をおこなうべきと考える。」「私たちの出発点は、より多くの人々が働くことでのみ福祉は拡充することができる、ということである。そうであるならば、労働の価

図1 各種プログラムを受給し労働市場の外にいる人々の人口比（20～64歳）



資料出所：Olofssen 2005

値を再び高めることこそがスウェーデンにとっての課題である」(Reinfeldt, 2006)。

それでは保守中道政権は、具体的にはどのような政策によって事態に対応しようとするのか。新政権が10月16日に発表した新予算案から、あくまで雇用問題に関連する展開に絞ってみることにしよう。

## 2 保守中道政権の新予算案

### 雇用政策の転換

最も大きな変化は積極的労働市場政策である。スウェーデンの積極的労働市場政策は数多くのプログラムを提供し、このプログラムでトレーニングなどを受けながら手当を受給する人々が15万人におよんでいた。この人々は失業者にカウントされないため、保守中道連合はこのプログラムを失業隠しと批判してきた。今度の予算では、「不効率で、反生産的」と見なされるものを中心にプログラムを廃止し、サービスの給付対象を、9万人にまで減らすことが明らかにされた。

「不効率で、反生産的」と見なされた筆頭は、フリーイヤー制度やプラスジョブ制度であった。フリーイ

ヤー制度は、ベーシックインカムを主張する環境党と就労原則を掲げる社民党の政治的妥協で実現された制度で、市民に従前所得の7割弱を保障して最長一年間の休職を認めるものであったが、保守党などの視点からすればもっともムダな制度と映った。また、プラスジョブ制度は、長期失業者に地方自治体の福祉、医療関係のサービスにかかわる仕事を提供し、こうした部門のサービスの質を向上させつつ、職業経験を積ませることを狙ったものであった。また、就労に大きな困難のある人々について、カウンセリングなどを提供しながら事実上無期限に手当を給付していた「活動保障」プログラムは、より直接就労トレーニングにむすびついたプログラムに再編される。

このような従来の職業訓練プログラムに代わる新政権の雇用政策の軸は、OJTと税制上の優遇措置を連動させたニュースタートジョブと呼ばれるプログラムである。スウェーデンの雇用主は、被用者の賃金の30%以上の雇用主負担金(arbetsgivaravgift)を負担している。この負担の大きさは、雇用者団体がかねてから批判を集中していたところであった。新たに提案されたのは、一年以上の長期失業者、あるいは傷病手当や早期退職年金の受給者の雇用に関し

ては、その分の雇用税を免除するというものである。高齢者や若者の雇用については、条件がさらに緩和される。

こうした政策展開の特徴は、これまで減税を前面に出していた保守党が、「新しい就労原則」のもと完全雇用を前面に出し、そのための手段の一つとして減税をおこなう、というロジックをとっている点である。この点は、中・低所得者向けの新しい勤労控除の導入や先に述べた課税最低所得の引き上げなどにも現れている。他方で、国の不動産税を廃止して地方に移譲することが明らかにされ、また富裕税の廃止も公約にある。

### 失業保険、傷病手当の改革

失業保険は、一つの焦点である。300日の給付期間のうち、200日までは従来通り従前所得の8割が給付されるが、200日からは7割に減額される。算定される所得は、継続的な就労意欲を増すために、これまでの過去6ヶ月の所得から12ヶ月の所得に延長される。

他方で保守中道政権は、失業保険の保険料を大幅に増額することを決めた。これまで平均100クローナであった保険料が300クローナに引き上げられる。これについては若干の解説が必要であろう。スウェーデンの失業保険はいわゆるгент制をとっている。これは労働組合への加入を受給資格とするために、組合組織率を高める。スウェーデンの労働組合組織率がLOの場合で82%ときわめて高率なのは、このгент制の存在によるところが大きい。この点をよく理解している保守中道連合は、保険料の大幅増額でгент制の空洞化を狙ったというのがもっぱらの見方である。

また、「就労原則」を揺るがせていると見なされているもう一つの柱である傷病手当については、その給付上限が引き下げられ、従前所得の算定基準も厳しくなる。加えて、組合代表なども加わりネオ・コーポラティズム的な性格を有していた疾病保険理事会を改組する。

### その他

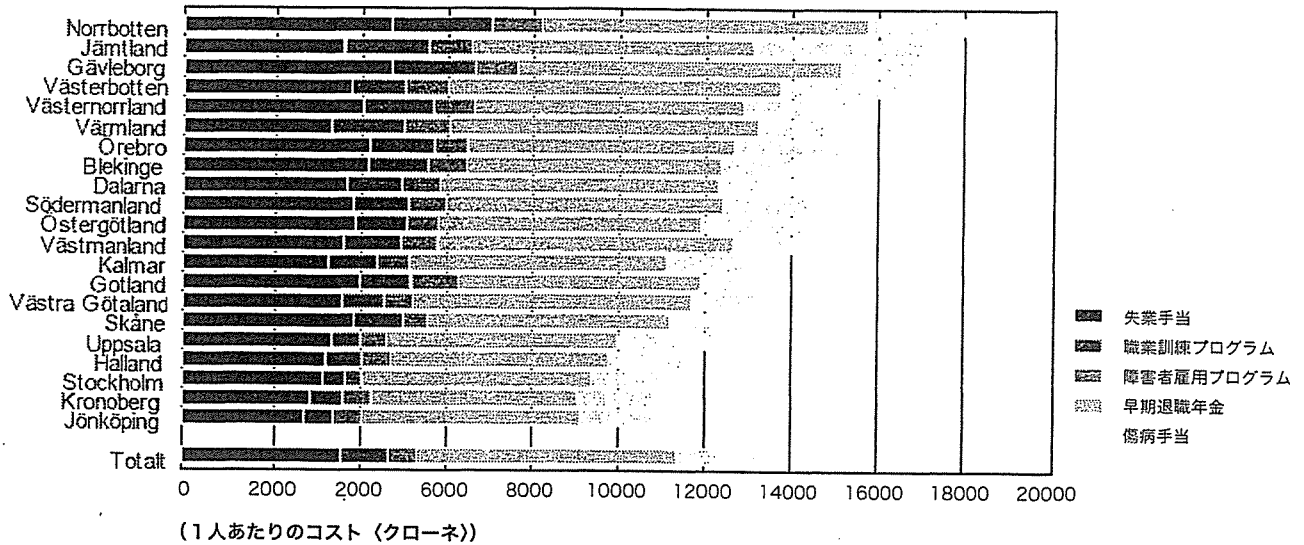
自治体の判断で家庭で育児をするものに対する育児手当barnomsorgspengの導入を可能にする。これは社民党が女性を性別役割に縛り付ける可能性があるとしてきたものであるが、保守中道連合の一角であるキリスト教民主党の強い要求があった。ただし、こうした批判も意識してか、育児休暇の取得にあたって、これを男女がともに取得する際の優遇措置も強める。予算案には直接現れていないが、25・4ルール（25歳以上で4年以上の勤労経験がある市民に、スウェーデン語と英語での一定の成績を条件に大学入学を認める制度で、近年縮小されてきたとはいえスウェーデンの生涯教育を支えるものであった。また、労働戦略の研究拠点の一つであり、筆者自身客員研究員として籍をおいたことがある労働生活研究機構は2007年7月1日から廃止となる。

## 3 労働戦略をめぐる論争

スウェーデンの労働運動は、こうした政権交代をどのように受け止め、積極的労働市場政策が直面する問題にいかに対応しようとしているのであろうか。筆者は06年10月に、政権交代直後のスウェーデンを訪れ、労組や関係機関でのインタビューをおこなってきたが、スウェーデンモデルの基本的なあり方にかかわる新しい論争の拡がりを感じた。

スウェーデン労働運動が掲げてきた雇用政策は、LO（スウェーデン労働総連合）の2人のエコノミスト、イエスタ・レーンとルドルフ・メイドナーの名を冠して、レーン・メイドナーモデルと呼ばれる。このモデルは、50年代の終わりに提起されて以来、きわめて創造的な雇用戦略として注目されてきた。その基本的な考え方は、職業訓練によって市民の雇用可能性（エンプロイヤビリティ）を向上させ、低生産性部門から高生産性部門への労働力移動をとおして完全雇用を実現する、というものである。合わせて、賃金政策において同一労働同一賃金の原則を強め、生産

図2 地域別にみた各種手当の人口一人あたり支出



出典 Edling, 2005

性が低い部門ではむしろ意図的に労働コストが経営を圧迫するかたちをつくり、労働力の移動を促すのである。この場合、低生産性部門での雇用を拡大する公共事業や保護政策は、産業構造の高度化を遅らせるものとして批判され、回避されてきた。

労働運動の基本的立場は、こうした原則を堅持することにあると見てよい。たとえば、今回の調査でインタビューした労働市場庁長官P-O.エディン氏は、この立場を代表する。同長官は、長い間LO（スウェーデン労働総同盟）のエconomistをつとめた人で、筆者がインタビューをした時は、新政権からも留任をもとめられていた（その後辞任）。同氏は、90年代にすすんだ労働市場政策の分権化によって、地方によっては労働市場政策のプログラムを適正に執行できていない自治体も現れていると強調した。つまり、これまでの積極的労働市場政策からの逸脱が問題を生みだしている、という見方である。

また、ホワイトカラー労働者の労組連合TCO会長のスチュレ・ノール氏も、これまでの労働市場政策の骨格については堅持すべき、という立場では一致をしていた。ただし同会長の場合は、現行の労働市場政策プログラムがブルーカラー労働者の職業訓練

に焦点をあてたものが多く、ホワイトカラーの就労支援という点では多くの限界があり、民間委託などのオプションも含めた刷新が必要であると述べた。

これに対して、これまでのスウェーデンモデルがグローバル化と脱工業化の時代に適応しきれなくなっているという認識から、戦略のより抜本的な刷新を唱える議論が現れている。今回の選挙に先立ち、話題を呼んだのが、LOの調査部にいて昨年政府系シンクタンクに移ったエコノミスト、ヤン・エドリング氏の議論である。エドリング氏は、筆者にとっては古い友人であり、氏が新しい戦略を唱えそれが元でLOを去ることになったことは強い関心を抱かざるをえなかった。エドリング氏には、同氏の新しい職場である政府系シンクタンク「コスモノヴァ」のオフィスで会った。

エドリング氏がまず強調するのは、失業手当や傷病手当の受給者の数は地域差が明白である、という事実である。そして、その背後には地域経済の落ち込みという現実があり、この問題は、職業訓練による雇用可能性の拡大に焦点をあてたこれまでの雇用政策だけでは打開できないという点である。

図2は、エドリング氏によるものであるが、各プログラムへの支出を県ごとに人口一人あたりでみたもの